第　２７　号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

施設の名称	指　定　管　理　者		指定の期間
	所　在　地	名称及び代表者	
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設	熊本市中央区安政町１番２号	カリーノ＆コロムビアくまもと応援共同体 代表者　株式会社カリーノクリエイト　代表取締役 米倉佳江	令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（提案理由）

くまもと県民交流館条例（平成１３年熊本県条例第５７号）第１２条第１項の規定に基づき、くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。